

八潮市マスコットキャラクター

「ハッピーこまちゃん」使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八潮市マスコットキャラクター「ハッピーこまちゃん」のイラスト及び写真（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 キャラクターを使用しようとするときは、使用しようとする日の7日前までにハッピーこまちゃんキャラクター使用・新規登録申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、八潮市（以下「市」という。）が主体となって実施するイベント、事業等で使用する場合又は市長が適当と認めた場合は、この限りでない。

2 キャラクターの立体物及び動画を製作する場合には、前項の承認を受けなければならない。

(使用承認)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、キャラクターの使用を承認する。

(1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(4) 特定の思想・信条を伝えるものに使用し、又は使用するおそれのあるとき。

(5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（個人である場合にはその者、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者）による使用であると認められるとき。

(7) その他、その使用が著しく不相当であると市長が認めるとき。

2 前項の規定による承認の可否は、ハッピーこまちゃんキャラクター使用・新規登録（変更）承認・不承認通知書（様式第2号）をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 八潮市マスコットキャラクター「ハッピーこまちゃん」イラストの使用等に関する基準（以下「基準」という。）のとおり、色、形等を正しく使用し、デザインの改変などはしないこと。ただし、基準の「4イラスト集」に掲載されていないイラストを使用するために新たにイラストを作成しようとする場合は、基準の

《イラスト新規作成の基本的事項》に沿って作成することができるものとする。
(2) 新たにイラストを作成する場合は、ハッピーこまちゃんキャラクター使用・新規登録申請書により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(3) 「基本デザイン」を使用する場合は、「**ハッピーこまちゃん®**」との表記を決められた位置に付すこと。

(4) 「展開デザイン」を使用する場合は、「八潮市マスコットキャラクター「ハッピーこまちゃん」」との表記を付すこと。ただし、スペース等の都合により表記が難しい場合は、「©八潮市」の表記をもって代えることができる。なお、市長が認めた場合は、この限りでない。

(5) 完成物を提出すること。ただし、完成物の提出が困難であると認められる場合は、説明図等の提出をもって代えることができる。

2 キャラクターの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認された使用目的のみで使用するものとする。

3 使用者が営利目的で使用する場合は、年度毎にハッピーこまちゃん用商品等販売状況報告書（様式第3号）を提出すること。

4 使用者は、その承認に基づくキャラクターの使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

5 使用者が、キャラクターを使用できる期間は、最長1年間とする。なお、1年間を超えて使用する場合は、再度ハッピーこまちゃんキャラクター使用・新規登録申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（承認内容の変更）

第6条 使用者が、承認された内容を変更しようとするときは、速やかに、ハッピーこまちゃんキャラクター使用変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、ハッピーこまちゃんキャラクター使用・新規登録（変更）承認・不承認通知書をもって行うものとする。

3 第1項の規定による承認の後についても、前条に定める事項を遵守しなければならない。

（権利設定の禁止）

第7条 使用者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

（違反等に対する取扱い）

第8条 使用者が第5条に定める事項を遵守しなかったことが判明したとき、又はその他この要綱の規定に違反したときは、市長は、ハッピーこまちゃんキャラクター使用承認取消通知書（様式第5号）により、その承認を取り消すことができる。この場合において、承認の取消しを受けた者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年9月1日より施行する。
- 2 ハッピーこまちゃんキャラクター等使用に関する要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月10日より施行する。

様式第2号（第3条、第6条関係）

ハッピーこまちゃんキャラクター使用・新規登録（変更）承認・不承認通知書

第 号
年 月 日

様

八潮市長

年 月 日付けで申請のありましたキャラクターの使用・新規登録（変更）については、下記のとおり 承認します ・ 不承認とします 。

記

1 注意事項

- （1）ハッピーこまちゃんキャラクター使用・新規登録申請書の申請内容及びハッピーこまちゃんキャラクター使用変更申請書の申請内容どおりに使用してください。
- （2）完成物を提出してください。ただし、完成物の提出が困難なときは、説明函（写真等）の提出をもって代えることができます。
- （3）キャラクターの使用期間は最長1年間です。なお、使用期間が1年を超える場合は、改めてハッピーこまちゃんキャラクター使用・新規登録申請書（様式第1号）を提出してください。

2 承認番号

号

3 不承認とする理由

様式第3号（第5条関係）

ハッピーこまちちゃん使用商品等販売状況報告書

承認番号 _____ 第 _____ 号

使用者（名称・代表者名） _____

担当者名・電話番号 _____

使用 方 法	商品の品種・種類	商 品 名	販 売 期 間	販 売 数 量	販 路	備 考
<input type="checkbox"/> 商品 <input type="checkbox"/> パッケージ <input type="checkbox"/> その他 ()			年 月 日 ~ 年 月 日	個	<input type="checkbox"/> 自店 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> スーパー <input type="checkbox"/> コンビニ <input type="checkbox"/> 専門店・量販店 <input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 商品 <input type="checkbox"/> パッケージ <input type="checkbox"/> その他 ()			年 月 日 ~ 年 月 日	個	<input type="checkbox"/> 自店 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> スーパー <input type="checkbox"/> コンビニ <input type="checkbox"/> 専門店・量販店 <input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 商品 <input type="checkbox"/> パッケージ <input type="checkbox"/> その他 ()			年 月 日 ~ 年 月 日	個	<input type="checkbox"/> 自店 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> スーパー <input type="checkbox"/> コンビニ <input type="checkbox"/> 専門店・量販店 <input type="checkbox"/> その他 ()	

※年度ごとの販売状況をまとめ、年度終了翌月10日（4/10）までに提出願います。

様式第4号（第6条関係）

ハッピーこまちちゃんキャラクター使用変更申請書

年 月 日

（宛先）
八潮市長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

電話番号

承認番号 号の内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

（変更内容）

様式第5号（第8条関係）

ハッピーこまちゃんキャラクター使用承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

八潮市長

年 月 日付で承認した、承認番号 号に係るキャラクターの使用については、下記の理由により使用承認を取り消します。

記

（取消理由）